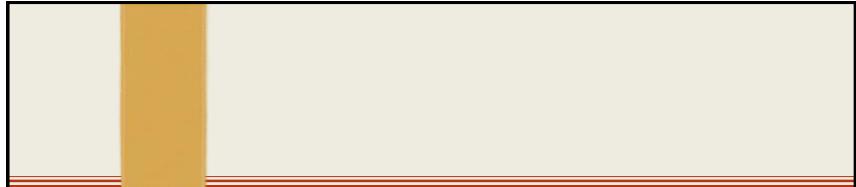




## 図書館等の業務に 関わる著作権支分権

宮城県図書館 企画協力班 宇野亮一



## はじめに



### 目次

はじめに

1. 館内利用に関わる著作権と制限規定
2. 貸出に関わる著作権と制限規定
3. 障害者サービスに関わる著作権と制限規定
4. 図書館イベントの実施に関わる著作権と制限規定
5. 刊行物・ウェブでの利用に関わる著作権と制限規定
6. 教育機関での利用に関わる著作権と制限規定
7. その他

おわりに

法文は長いため、講義で全文朗読はしません。  
全文を確認したい場合は一時停止する・PDFを確認する・政府サイトを閲覧する等してください。



著作権の番犬

2

### はじめに：

利用行為	関係する著作権	関係する権利制限規定
館内利用	書籍	—
	録音図書	口述権（24条）
	音楽資料	演奏権（22条）
貸出	映像資料	上映権（22条の2）
	図書・音楽等	貸与権（26条の3）
	映像資料	颁布権（26条）
障害者サービス	点訳	複製権（21条）・公衆送信権（23条）
	音訳	複製権・公衆送信権
	字幕等	複製権・公衆送信権

4

## はじめに：

利用行為	関係する著作権	関係する権利制限規定
イ ベ ント	朗読会 口述権	當利を目的としない上演等 ※映像資料の上映には注意
	上映会・上演会 上映権・演奏権	
	イベント録画 複製権	なし／利用者個々人は私的複製
刊 行 物 ・ ウ エ ブ 利 用 等	朗説等配信 口述権等・公衆送信権	なし（要許諾）
	書影掲載 複製権	引用・美術の著作物等の展示に伴う複製等（？）
	引用 複製権等	引用（32条）
記 事 掲 示	－／複製権	－／なし（要許諾）
	投稿 公表権・同一性保持権・複製権等	なし（要許諾）
外観撮影	複製権等	公開の美術の著作物等の利用（第46条）

5

## はじめに：

利用行為	関係する著作権	関係する権利制限規定
教 育 機 関	教育過程 複製権等	学校その他の教育機関における複製等（35条）
	試験問題 複製権・同一性保持権	試験問題としての複製等（36条）
その 他	除籍資料 譲渡権 ※映画の著作物は頒布権	消尽
	付隨的な利用（写り込み） 複製権	付隨対象著作物の利用（30条の2）

図書館等における複製（複製権／31条による権利制限）は、  
講義3で扱います。  
(公立図書館等が該当し、公民館読書施設・学校図書館では  
行えないため)

6

## 1 館内利用



## 館内利用

Q1：図書館資料を館内で閲覧することに関係する著作権と制限規定について教えてください。

↓

A1：紙媒体の資料に固定された著作物を館内で閲覧することについては、存在する著作権支分権はありません。録音図書・音楽資料・映像資料として固定された著作物を館内で閲覧することについては、それぞれ、口述権・演奏権・上映権が存在しますが、いずれも権利制限「當利を目的としない上演等」（法第38条第1項）に該当するため、権利が働かず、図書館等で行うことができます。

法第38条第1項「公表された著作物は、當利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金〔中略〕を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

8

## 館内利用

### ポイント

- 紙媒体の資料：  
貸与権が存在するという説もあるが、通説ではなく（cf. 漫画喫茶），またいすれにせよ図書館等では営利を目的としない上演等で権利制限対象となる。
- 上演権等：  
一度には1人が対象であっても、不特定多数の利用者が享受しうるので、「公に」となり、権利が存在する。営利を目的としない上演等で権利制限対象となっているため行えるが、仮に入館料・ブース使用料等を徴収しようとすると、権利制限対象となり個別に許諾が必要となる。
- 権利制限：  
基本的なサービスであっても、紙媒体以外は「有体物である資料」を合法的に所有しているので無条件で行えるわけではない。「無体物である著作物」に働く著作権の理解が必要。

※「～に固定された著作物」  
資料と著作物はイコールではない。以下、基本的には「資料の貸出」等と記載するが、区別した方が理解しやすい場合は違いが分かる形で記載する。  
9

## 2 貸出



## 貸出：図書・音楽資料等

Q2-1：  
図書や音楽資料の貸出に関する著作権と制限規定について教えてください。

↓

A2-1：  
これら資料は「公表された著作物の複製物」として、貸与権が存在しますが、権利制限「営利を目的としない上映等」のうち「貸与」（法第38条第4項）に該当するため、権利が働く、図書館等で行うことができます。

法第38条第4項「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

## 貸出：図書・音楽資料等

### ポイント

- 権利制限：  
基本的なサービスであっても、「有体物である資料」を合法的に所有しているので無条件で行えるわけではない。「無体物である著作物」に働く著作権の理解が必要。
- 映像の著作物を除く：  
映像の著作物（オリジナルのフィルム）・その複製物（DVDなど）とも、上記の権利制限から除かれており、取扱いが異なる。次項で扱う。

## 貸出：映像資料

Q2-2：  
映像資料の貸出に関する著作権と制限規定について教えてください。

↓

A2-2：  
映像資料は映画の著作物の複製物と見なされます。頒布権が存在し、権利制限の対象として行うためには、法第38条第5項により、「政令で定めるもの」（視聴覚教育施設・公立図書館等）であること、「相当な額の保証金を支払」うことが条件となります。

法第38条第5項「映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの〔中略〕は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者〔中略〕に相当な額の補償金を支払わなければならない。」

13

## 貸出：映像資料

### ポイント2

- 図書等の付録など：  
DVD・ビデオテープ等単体だけでなく、図書等の付録に動画（映画の著作物）が含まれている場合も、頒布権の対象となる。単体パッケージと異なり、図書や雑誌の購入金額は一般と同一であり「相当な額の保証金を支払」っていい。権利制限の対象ではなく、著作権者の了解がなければ貸出は行えない。
- 図書等の付録などの識別：  
日本電子出版協会(JEPA)著作権委員会がマークを策定している。あくまで一団体が独自に策定したものであり、記載がない場合を始めとして、最終的には館で判断しなければならないが…



15

## 貸出：映像資料

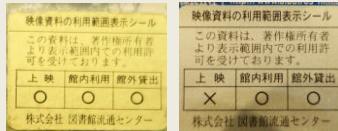
### ポイント

#### ■政令で定めるもの：

- 「著作権法施行令」で定められている。  
(著作権法施行令第2条の3「法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。  
一 國又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設  
二 図書館法第二条第一項の図書館  
三 「中略」文化庁長官が指定するもの」)

#### ■補償金：

- 「著作権補償処理済」資料が販売されている。  
資料購入時に確認すること。



図書館法第2条第1項「『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し「中略」地方公共団体「中略」が設置するもの」  
→同第2項「地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい」  
→同第10条「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」  
→条例で定められた公共図書館であることが必要

14

## 3 障害者サービス



## 障害者サービス：視覚障害者等のための複製等

Q 3-1：  
視覚に障害のある方などに対して、どのようなサービスを提供できますか。

↓

A 3-1：  
点字によって著作物を複製し、公衆送信することは、自由に行えます。  
音声によって著作物を複製し、公衆送信することは、公共図書館等で行えます。  
情報障害と言われることもある視覚障害のある方々等に情報を届けられるよう、活用と周知が必要です。

法第37条「公表された著作物は、点字により複製することができる。」  
「2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信【中略】を行うことができる。」  
「3 【前略】福祉に関する事業を行なう者は、〔中略〕必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声【中略】により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者【中略】により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。」

17

## 障害者サービス：視覚障害者等のための複製等

### ポイント

- 視覚障害者「等」：  
盲目、弱視、ディスレクシア／学習障害、四肢不自由のためページがめくれない、といった各種の障害を持つ方が対象であり、全盲の方には限らない。
- 複製：  
著作物は有体物である紙資料とイコールではないため、点字や音声にすることも「複製」。
- 公衆送信：  
複製だけでなく、電子メールでのデータファイル提供やウェブサイトへの掲載も行える。そのため、他館・組織が提供していないか探してみることも重要。（例：[NDL](#), [サビエ](#)）
- 点訳と音訳：  
録音物として複製すると、晴眼者も享受できる（可能性がある）ことから、点字と異なり音声による複製は一定の制限が設けられている。対象は著作権法施行令第2条で規定。権利者自身が音訳を提供している場合も注意。  
※第1条の3【図書館における複製】・第2条の3【映像資料貸出】と違い、学校図書館・老人ホーム・障害者支援施設等も対象。

18

## 障害者サービス：聴覚障害者等のための複製等

Q 3-2：  
聴覚に障害のある方などに対して、どのようなサービスを提供できますか。

↓

A 3-2：  
公共図書館等では、主に、字幕や手話を挿入した形で著作物を複製することができます。  
聴覚障害等もまた情報障害でもあり、情報を届けられるよう、活用と周知が必要です。

法第37条の2「一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。〔こちらは図書館対象ではない〕  
二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。」

19

## 障害者サービス：聴覚障害者等のための複製等

### ポイント

- 複製：  
元の映像に対し、字幕や手話を挿入し、一体として固定することで聴覚障害者等に貸し出す目的のみを規定している。字幕等があっても、健常者も元の映像を享受できる（可能性がある）が、そのような目的で使用することは認められない。対象は著作権法施行令第2条の2で規定。  
※「図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）」「学校図書館」等。
- 翻訳：  
障害者基本法第3条第1号（「言語（手話を含む。）」）により、手話には言語性があるが、法第47条の6第3号（「当該各号に定める方法による利用を行うことができる」「第三十七条の二 翻訳又は翻案」）により、複製だけでなく「翻訳」も行える。英訳等也可能。
- 第1号の意味【参考】：  
ニュース報道等のリアルタイム字幕を提供する、映画やDVDに対応した字幕を用意し公衆送信する（=聴覚障害の方が映画館に行くとスマートに文字情報をダウンロードできる等）、博物館などの音声ガイドを文字化するといったことが行える。[UDCast](#)などを参照。

20

## 4 イベント



### イベント：朗読会・上映会など

#### Q 4-1 :

朗読会や上映会を開催するときに関係する著作権と制限規定について教えてください。

↓

#### A 4-1 :

著作物の態様により、口述権・演奏権・上映権が存在しますが、いずれも権利制限「営利を目的としない上演等」(法第38条第1項)に該当するため、権利が働くため、図書館等で行うことができます。ただし、映画の上映には注意が必要です。

また、聴衆に朗読する詩のコピーを配布したり、演劇上演の練習用に役者全員が脚本をコピーしたりするような利用には、複製権が働くため、上記とは異なり著作権者の許諾が必要となります。

法第38条第1項「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金〔中略〕を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

22

### イベント：朗読会・上映会など

#### ポイント

- 営利を目的としない：  
館内閲覧の際にも見たとおり、イベント入場料などを徴収したり、商品の販促を行ったりすると対象外となる。出演者への報酬支払いも同様。(純粋な交通費実費は無報酬とみなされるが、名目が「お車代」等でも実質が実費を上回れば報酬とみなされる。)
- コピーの配布：  
これは「複製」であり、「公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる」という権利制限に当てはまらない。また、「図書館等における複製」は利用者の求めに応じて行うものであるため、これにも該当しない。よって、歌詞などを配布したり、読み聞かせの絵本を拡大コピーしたりすることには、原則通り許諾が必要となる。



23

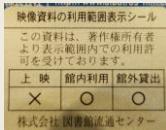
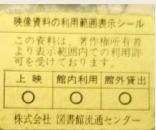
### イベント：朗読会・上映会など

#### ポイント2

##### ■ 映画の上映会は？：

日本図書館協会と日本映像ソフト協会の「合意事項」  
(リンク先「[図書館と著作権](#)」のpp. 15-16資料5参照)

- ・承認が明示されているものは上映可能
  - ・それ以外はレンタルショップ等で流通していないものは可能とされる
  - ・どちらも多数を対象とする上映会への制約(ブース等での1人1人は対象外)
- 法律上は第38条第1項が適用され非常利無償の上映会は権利制限の対象となるはずだが、権利者や販売・レンタル業者との摩擦回避のため



24

## イベント：私的利用のための複製

### Q 4-2 :

急病で来られなかった子供のために、朗読会を録音したいという利用者がいますが、許可してよいですか。また、それを図書館に寄贈してイベントの記録としてはという申し出も受けました。

↓

### A 4-2 :

子供のための録音は、著作権法上は「私的利用のための複製」として権利制限の対象と考えられます。ただし、イベントの主催者として録音や録画を許可するかどうかは個別の判断です。

また、録音を図書館に寄贈した場合は、私的複製とはならず、権利者・実演者の許諾が必要です。

法第30条「第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準する限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用者が複製することができる。〔後略〕」

25

## イベント：私的利用のための複製

### ポイント

#### ■ 私的利用のための複製：

頻繁に活用される権利制限規定。図書館内で資料の内容を書き写す、図書館から帶出した資料をコピー機で複写する、家庭でTV番組を録画したりCDを録音したりするなど。個人的または家庭内程度の利用のために複製することであり、職業上の利用や、町内会など複数家庭が集まる場での利用は対象外。

#### ■ 主催者として：

上記例「館内で筆写する」に見られるように、館内であっても利用者の私的複製は可能だが、図書館側が施設管理権に基づき特定の行為を禁止することも可能。資料の撮影を禁止するなどはこれによる。（逆に、利用者が施設管理権の及ばない館外に帶出すれば、撮影できる。）

#### ■ 図書館への寄贈：

私的利用の範囲に留まらないため、権利制限の対象外となり、原則通り、著作権者の許諾が必要となる。

26

## イベント：私的利用のための複製

### ポイント2

#### ■ 次に掲げる場合を除き：

技術的保護手段の回避（コピーガードを外すなど）・違法送信を受信しての録音録画（動画サイトへの違法アップロードの利用など）・映画盗撮（映画盗撮防止法として個別立法）の禁止は把握しやすく、図書館等では是非を問われる機会も乏しいと思われる。

「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器」（法30条第1項第1号）は、そのまま読みれば「コンビニのコピー機」が該当する。  
が、法附則第5条の2に「著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」とあるため、権利制限の除外に該当しない（=権利制限の対象となる=私的複製が可能）。

「図書館のコピー機」は私的複製ではなく「図書館等における複製」による権利制限だが、利用者が帶出した資料をコンビニでコピーする機会は多く想定されるため、法の構造は理解しておくこと。

27

## イベント：読み聞かせの配信

### Q 4-3 :

来館が困難な利用者のために、読み聞かせをオンラインで配信したいのですが、どうすればよいですか。絵本の複写物をメールやファックスで送信することはどうですか。

↓

### A 4-3 :

現在のところ、いずれも公衆送信に該当するため、著作権者の許諾が必要です。  
出版社に問い合わせることが考えられます。



28

## イベント：読み聞かせの配信

### ポイント

- 公衆送信：  
オンラインでの配信（自動公衆送信）はもちろん、メールやファックスでの個人への送信も、当該サービスを多くの個人が申し込めるため公衆送信とみなされる。
- 著作権者の許諾：  
図書には、音楽におけるJASRACのような、多くの著作権を集中管理する組織は存在しない。また、著作者が亡くなっている場合の著作権継承者・絵本の文と絵の著作権者・作品集の個々の著作権者など、権利関係は複雑である。出版社に問い合わせることが考えられる。
- 参考：  
「読み聞かせを、子どもたちへ：公衆送信権の時限的制限」『図書館雑誌』2020.8 pp.420-423  
[名取市図書館（宮城県）、赤ちゃん向けお話会「ピヨピヨおはなしタイム」のYouTubeによる動画配信を実施（カレントアウェアネス-R）](#)  
なお、同館は絵本の著者から許諾を取得してこの動画配信を実施しています。

29

## イベント：ブックトーク・ビブリオバトル等

### Q 4-4：

読み聞かせの配信が無断では行えないことは分かりましたが、ブックトークやビブリオバトルについてはどうでしょうか。

↓

### A 4-4：

これらは資料の全文を読み上げるわけではないため、一般的には権利制限規定「引用」の範囲に収まり、イベント実施・動画掲載とも自由に行えると考えられます。ただし、特に動画掲載等は、事前に出版社に連絡したほうがより安心して実施できます。

法第32条第1項「公表された著作物は、引用して利用することができます。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

出版社A（要旨）「このメールフォームに記入して申請してくれれば通常許可します」  
出版社B（要旨）「自由に使って構いませんが、書誌事項を明示してください」等

30

## イベント：ブックトーク・ビブリオバトル等

### ポイント

- 引用：  
公正に・必要な範囲で著作物を利用すること。必要な範囲で複製・朗読等が自由に行える（著作権者の権利が制限される）。ブックトーク等で本の魅力を紹介するために印象的な一節を読み上げる、などは通常は引用に該当すると思われる。  
ただし、この項の場合、出版社（≒著作権者）に連絡することで引用に該当するかを厳密に判断せず活用する方法もありえるので、「引用」の詳細は別項（5-2）で。
- 出版社への連絡：  
前項で解説したとおり、著作権者への窓口として出版社は有用。  
読み聞かせの公衆送信とは違い、こうしたイベントでは著作物の全文を読み上げるわけではないので、売れ行きへの悪影響はあまり考えられない（むしろ宣伝されるので望ましい）と予想される。そのため、自由に使ってよいとサイトに明記している出版社・問い合わせフォームから申請すればほぼ確実に許可される出版社等が多い。  
ブックトーク等で紹介する資料が決まった時点で、該当資料の出版社の意向を確認することで、動画配信等を安心して実施できる。

31

## 5 刊行物・ウェブサイト



## 刊行物・ウェブサイト：書影の掲載

Q5-1 :

図書館だよりで、新着資料の書影を掲載したいのですが、自由に行えますか。ウェブサイトに掲載することはどうですか。

↓

A5-1 :

行為としては著作物の複製であり、著作権者の複製権・公衆送信権が存在します。法的には、権利制限規定として「美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等」を援用できるのではないかという説があります。また実務的に、広く紹介されることは通常著作権者にとって望ましいことなので、問題とされないという説もあります。出版社に問い合わせるのが安心だとは考えられますが……。

法第47条の2「美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が〔中略〕その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、〔中略〕複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）〔中略〕を行うことができる。」

33

## 刊行物・ウェブサイト：引用

Q5-2 :

図書館だよりに、新着資料の推薦文を書く中で、印象的な一節や表紙を紹介したいのですが行えますか。ウェブサイトに掲載することはどうですか。

↓

A5-2 :

権利制限規定「引用」として、正当な範囲内で行えます。「利用することができる」という条文であるため、複製のみに限定はされず、公衆送信等も可能です。ただし、公正・正当な範囲内の利用に限ります。

法第32条第1項「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正當な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。」

35

## 刊行物・ウェブサイト：書影の掲載

### ポイント

■ 美術・写真的著作物の譲渡又は貸与のため：

図書は通常言語の著作物だが、類推適用する説はある。現在、条文上では既に見たところ言語の著作物への言及はなく、関連する判例もないが……。

■ 参考：

仮に法第47条の2を適用するとした場合でも、大きさに制限がある。

著作権法施行令第7条の3各号

「複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること」

著作権法施行規則第4条の2各号

「令第七条の三第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。」「五十平方センチメートル以下」「画素数が三万二千四百以下」「計算すると180×180ピクセルである。」

34

## 刊行物・ウェブサイト：引用

### ポイント

■ 範囲：

条文では「公正な慣行に合致する」「引用の目的上正當な範囲内」のみ。全文を複製する、（多様な利用が可能とされている）趣旨をねじ曲げて引用するといった行為が含まれないことは明らかである。なお、対象が「公表された著作物」のみであることに注意。

また、判例等から、

- ・明瞭区分性（字下げや鉤括弧などで引用部分を自分の創作から区別する）
- ・主従関係（自分の創作が主であり引用部分は従にとどまる）
- ・出所の明示（引用した出所を明らかにする）

が必要であるとされている。

※「無断引用」：

「禁無断転載・無断引用」といった文言には、法的意味はない。こうした文言がなくとも著作物を利用する権利は原則として著作権者に専属する（無方式主義）し、一定の条件下で権利が制限される場合には、著作権者がコントロールする権利が制限されているので「無断で」利用することを拒めない（制限規定）。

36

## 刊行物・ウェブサイト：記事の掲示

Q 5-3 :

当館が新聞記事で取り上げられたので、記事を館内に掲示したいのですが、可能ですか。ウェブサイトに掲載することはどうですか。

↓

A 5-3 :

①記事を切り抜き、掲示することには、関連する権利がないため自由に行えます。

②記事を拡大コピーして掲示したり、撮影／スキャンしてウェブサイトやSNSに掲載する行為には、複製権や公衆送信権が存在するため、著作権者の許諾が必要です。（ただ、取材に協力したわけですから、依頼すれば許諾される可能性が高いのではないかですか？）

37

## 刊行物・ウェブサイト：記事の掲示

### ポイント

#### ■ 資料現物の利用：

「言語の著作物（小説・記事など）の複製物」である「図書」「雑誌」「新聞」などを、館内で閲覧することに働く権利がないのと同様、新聞を切り抜いて利用することにも著作権は存在せず、自由に行える。

図書のカバーや帯を掲示すること、地域に関連する新聞記事・雑誌記事を選んで保存しスクラップブックを作ること、破損汚損の注意喚起のため現物を展示することなども可能。

#### ■ 拡大コピー・サイト掲載

これらは複製・公衆送信となるため、著作者の権利が存在する。破損汚損の注意喚起のため撮影して掲載する等の場合は、現物と異なり、許諾を取ると安全。

38

## 刊行物・ウェブサイト：投稿の掲載

Q 5-4 :

読書感想文コンクールを行ったところ、優れた感想文が投稿されたので、サプライズで図書館だよりに掲載して喜んでもらいたいと思いますかいかがですか。また、少し長かったので縮めてよいですか。

↓

A 5-4 :

児童生徒の作品も著作物であり、著作者には著作者人格権である「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」があります。  
まず投稿者に連絡し、公表や添削の了承を得ましょう。また、コンクールを行う時点で、応募規定に投稿作品の扱いなどを明記することが望ましいでしょう。

法第18条第1項「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。」  
法第19条第1項「著作者は、その著作物の原作品の、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その美名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。  
〔後略〕  
法第20条第1項「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、削除その他の改変を受けないものとする。」

39

## 刊行物・ウェブサイト：投稿の掲載

### ポイント

#### ■ 公表：

発行=相当程度の部数を複製する、または、上演・演奏・口述などをすること。（無断で他人が行っても公表されたとはみなさない。）法第2条第5項により、公衆には特定多数も含むので、学年だよりに掲載するなども対象となり無断では行えない。

※法第4条「著作物は、発行され、又は〔中略〕上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合〔中略〕において、公表されたものとする。」  
→では発行とは？

→法第3条「著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、〔中略：正当な権利者に〕よつて作成され、頒布された場合〔中略〕において、発行されたものとする。」

#### ■ 了承：

匿名の投書や七夕の短冊など、連絡が取れず了承の確認が取れないものは、イベントの要項に明記していない限り、複製や公衆送信となる刊行物やウェブサイトへの掲載は行えない。

40

## 刊行物・ウェブサイト：建物外観

Q 5-5 :

当館は有名な建築家の設計で、著作物性があると思われますが、写真を刊行物やウェブサイトに掲載してよいのでしょうか。外部に設置した造形芸術家の作品はどうですか。

↓



A 5-5 :

これらは著作物ですが、公園の場に置かれている美術・建築の著作物はかなり自由に利用できます。館を紹介するパンフレットに掲載したり、紹介動画として撮影してアップロードしたりと、広報に役立てましょう。

法第46条「美術の著作物でその原作品が前条第二項〔街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所〕に規定する屋外の場所に恒常に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。〔後略：美術や建築そのものを複製したり販売したりすることは除く〕」

41

## 刊行物・ウェブサイト：建物外観

### ポイント

■ 建築の著作物：

言語の著作物は言語によって表される会話やストーリー、音楽の著作物は楽譜などによって表されるリズムや音階だが、建築の著作物を表すのは設計図ではなく現物（設計図や模型は「図面、図表、模型その他の图形の著作物」）。庭園や橋なども含む。

■ 利用：

「引用」の項目で見たとおり、複製のみに限定されず、デフォルメした絵を描く（=翻案）なども可能。

■ 屋外の場所：

条文を読む限り、建築の著作物は内観（館内）も利用できると考えられる一方、美術の著作物は館内に設置されている場合対象外。ただし、美術館等と異なり、入館が自由な図書館内は「一般公衆に開放されている」のではないかという説は一部にある。※また、「付隨的な利用」として利用が可能となる場合については後述する。

42

## 6 教育機関での利用



## 教育機関での利用：概説

Q 6-1 :

学校などの教育機関で著作物を利用するときの扱いについて教えてください。

↓

A 6-1 :

教育の過程においては、教師・児童生徒とも、複製や公衆送信が可能です。ただし、「必要と認められる限度」かつ「著作権者の利益を不当に害」しない範囲に留めなければなりません。

法第35条「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製・公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

44

## 教育機関での利用：概説

### ポイント

- 教師・児童生徒：  
かつては教師のみであった。2003年改正で児童生徒が明記。
- 授業の課程における利用：  
教科は当然だが、学校行事やクラブ活動も含まれると解されている。
- 必要と認められる限度・不适当に害さない範囲：  
真正な商品の販売に悪影響を与えないことがひとつの中基準。通常各人が購入することを想定して編纂された漢字ドリルや問題集を人数分複数する、1台分のライセンスであるソフトウェアを全台にインストールする、等は許容されないと考えられる。
- 公衆送信：  
①2003年改正で同時中継時の公衆送信が可能となった。  
②2018年改正（2020年施行）では、オンライン型のように用意した動画を個別に受講するなど公衆送信一般が可能となった。この場合、条文にあるとおり補償金の支払いが必要となる。

45

## 教育機関での利用：授業目的公衆送信

Q 6-2：  
授業目的公衆送信と補償金について、もう少し詳しく教えてください。

↓

A 6-2：  
コロナ禍でのリモート授業の必要性等もあり、（以前から可能だった同時中継に加え）著作物を利用した授業をサーバ等にアップロードして児童生徒が自宅等から個々に視聴するオンライン型の公衆送信が可能になりました。  
この場合、著作権者に補償金を支払う必要があります。支払うのは設置者なので、学校等であれば個々の学校ではなく自治体単位です。

法第35条「2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。  
3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。」

46

## 教育機関での利用：授業目的公衆送信

### ポイント

- 著作物を利用した授業  
国語の授業で教員が作品を読み上げるなど、対面・リモートを問わず、頻繁に「著作物を利用」している。
- アップロード  
リモート授業では、生徒がそれぞれらばの時間に視聴するために、まず動画をサーバ等にアップロードすることとなる。この場合、法35条2項により「相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない」。
- 補償金  
令和2年度は無償だったが、令和3年からは有償。校種・児童生徒数によって算定され、支払いは設置主体（＝自治体等）。学校単位ではないので、学校司書等が直接関係することはあまりないと考えられる。詳細は講義4で。

47

## 教育機関での利用：試験問題

Q 6-3：  
学校で複製・公衆送信ができるることは分かりましたが、試験問題として、文章の一部を隠したり漢字をひらがなにひらいたりするには、許諾が必要ではないでしょうか。

↓

A 6-3：  
試験問題への利用についても、権利制限規定が設けられています。改変について明文の規定はありませんが、同一性保持権の条文（法第20条）自体に、「その利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」には及ばないという条項があります。

法第36条「公表された著作物については、入学試験その他の人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。  
2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」

48

## 教育機関での利用：その他

Q 6-4：  
そのほかに、教育に関する著作権の制限規定はどのようなものがありますか。

↓

A 6-4：  
法第33条「教科用図書等への掲載」・33条の2「教科用図書代替教材への掲載等」・33条の3「教科用拡大図書等の作成のための複製等」34条「学校教育番組の放送等」があります。学校自身が行なうことはあまり考えられませんが、条文等は関心があれば適宜確認してください。

49

## 7 その他



## その他：除籍資料

Q 7-1：  
除籍資料を放出することは、譲渡権の侵害になりませんか。また、無料の放出と、バーコードで有料販売する場合で、何か違いがありますか。

↓

A 7-1：  
一度正に譲渡された著作物の原作品・複製物には、以後著作権者の譲渡権は及ぼしません（権利の消尽）。よって、一度購入した資料（著作物の複製物）を無料放出・有償販売することは自由です。※除籍に伴う事務処理等は別の課題ですが。  
なお、映画の著作物のみは譲渡権ではなく頒布権が働きますか、判例上このような場合には消尽すると考えられています。

法第26条の2「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。  
一 前項に規定する権利を有する者はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物（後略）」

51

## その他：除籍資料

### ポイント

■ 権利の消尽：  
1999年改正で譲渡権が創設されたのは、海賊版への対策を強める（海賊版を作ることはもともと複製権の侵害だが、流通させることも譲渡権の侵害として規制する）目的であり、正当な複製物の譲渡のたびに権利者の許諾が必要としては円滑な流通を阻害する。図書は出版社→取次→書店→読者など多数の「譲渡」を経るので。  
そのため、一度正に譲渡された場合、当該複製物に権利者のコントロールは及ばないことが、条文上明記されている。

■ 映画の著作物の場合：  
頒布権は貸与だけでなく譲渡にも働き（法第2条第19号「頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること」），条文上は消尽の規定はない。  
しかし、最高裁判決や、いわゆるレンタル落ちDVDの存在から、放出・販売できるのではないか。ただし購入時の契約等があれば参照すべき。

最判平14.4.25「公衆に提示【劇場で上映】することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については〔中略〕当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達したものとして消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばない」

## その他：付隨的利用（写り込み）

Q 7-2 :

イベントの記録写真を撮影していたら、キャラクターTシャツを着ている人が写りました。イベント参加者には撮影の許可を得ていますが、何かこのキャラクターに関する著作権者の権利が存在しますか。

↓

A 7-2 :

Tシャツに描かれたキャラクターの絵は美術の著作物と考えられます。が、絵を撮影することが目的ではなく、また、Tシャツを脱がせることも非合理的です。このような事例では「付隨対象著作物の利用」として権利制限の対象となると考えられます。

法第30条の2「写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によって著作物を作成するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付隨して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付隨対象著作物」とい。）は、当該創作に伴つて複製することができます。ただし、当該付隨対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができます。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

53

おわりに



## その他：付隨的利用（写り込み）

### ポイント

- 軽微な構成部分：  
キャラクターや絵画などが小さく写ってしまった、動画撮影時に音楽を流す車が通った、など。意図的に絵画を背景としたり彫刻を捧げ持つたりして撮影することは想定されない。
- 利用することができる：  
撮影等で複製した後、「利用することができる」となっているので、複製に留まらず利用できる。ウェブサイトにアップロードする（公衆送信）・当該動画を映画館で公開する（上映）・当該写真をモノクロにする（翻案）など。また非営利無料等の限定もない。

54

## おわりに

図書館は多くの資料を持っていますが、資料それぞれの著作権を持っているわけではありません。多くの利用は、所有権ではなく、著作権「の制限」に基づいて成立しています。

- 著作権が働かない場合（権利が存在しない・保護期間が満了した）
  - 著作権が制限される場合（各種の制限規定）
  - 著作権者の許諾を得ている場合（データベース等の利用規程・刊行物など）
- それぞれを理解し、知的創造活動の成果である著作物の保護と、新しい知的創造活動である利用者の調査研究への活用を、両立させていくことが重要です。



56